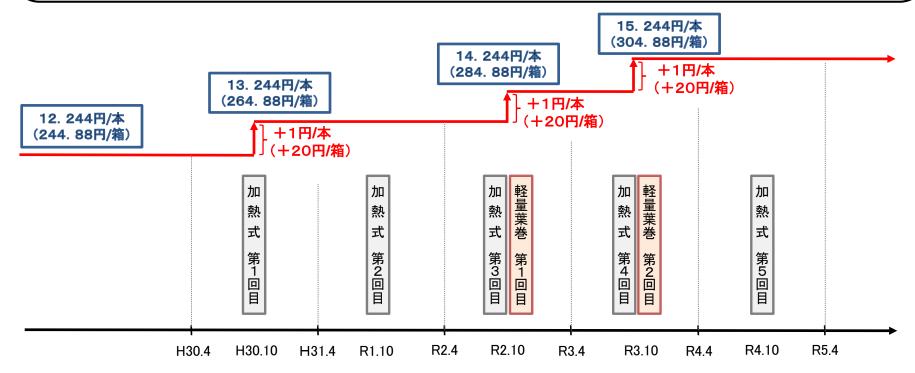
高齢化の進展による社会保障関係費の増加等もあり、引き続き国・地方で厳しい財政事情にあることを踏まえ、 財政物資としてのたばこの基本的性格に鑑み、たばこ税の負担水準の見直し等を実施。

- 税率の引上げは、消費者及びたばこ関係事業者の予見可能性を高めるため、3段階で1本当たり1円ずつ、 合計3円(1箱60円)の引上げを実施。 H30改正
- 加熱式たばこや葉巻たばこについて、紙巻たばことの間の税負担水準の適正化を図る観点から、次の見直しを 実施。
  - ・ 加熱式たばこの製品特性を踏まえ、課税区分を新設した上で、課税方式を見直し(5段階で実施)。 H30 改正
  - ・ 1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、紙巻たばことの類似性を踏まえ、紙巻たばこと同等の税 負担となるよう、最低税率を設定(2段階で実施)。 R2 改正



(備考)上記の税率は、国税であるたばこ税及びたばこ特別税、地方税である道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額。